

議案第 24 号

松阪市住民協議会条例の制定について

松阪市住民協議会条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市住民協議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行う住民協議会に関する事項を定めることにより、市と住民協議会との間の基本的関係を明らかにするとともに、住民協議会の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(住民協議会の認定要件等)

第 2 条 市長は、地域におけるまちづくりを行うために設立した、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、まちづくりの主たる担い手である住民協議会として認定することができる。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
 - (2) 住民協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、役員、会議等を規定した規約を定めていること。
 - (3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する団体等を構成員とすること。
 - (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。
- 2 市長は、認定した住民協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。
- (1) 前項各号の規定に該当しなくなつたと認められるとき。
 - (2) 解散したとき又は辞散したと認められるとき。
 - (3) その他住民協議会として適当でないと認められるとき。

(住民協議会の役割)

第 3 条 住民協議会は、まちづくりを行うにあたって、構成員の意見を事業に反映させ、地域課題の解決や地域の特性を生かした活動に、自ら積極的に取り組むものとする。

- 2 住民協議会は、構成員のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題解決に取り組む人材の育成及び地域資源の有効活用に取り組むものとする。
- 3 住民協議会は、構成員の参画のもとに、地域のまちづくりの将来像や基本方向を

定めた地域計画の策定に取り組むものとする。

- 4 住民協議会は、会の運営にあたっては、情報公開及び個人情報の保護に取り組むものとする。

(市の役割)

第4条 市は、身近な地域課題の解決については、その自主性及び自律性に配慮した上で、住民協議会に委ねることを基本とし、住民協議会との間で適切に役割分担を図るものとする。

- 2 市は、住民協議会の活動に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第5条 住民協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不適當と認めるもの

(事務の委任)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、住民協議会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

(補則)

第7条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。